教　育　公　報

三 重 県 教 育 委 員 会

目　　　　次

告　　示　○　三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 …… 保 健 体 育 課　1頁
人事異動　○　三重県教育委員会教育長の異動について …………………………………… 教 育 総 務 課　2頁
　　　　　○　三重県教育改革推進会議委員の任命について ……………………………… 教 育 政 策 課　3頁

告　　　　示

三重県教育委員会告示第11号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

令和2年4月1日

三重県教育委員会教育長　　木　　平　　芳　　定

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　　正　　後

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名西高等学校	体育館	100
	武道場	50
桑名北高等学校	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
朝明高等学校	運動場	1000
	体育館	150
	武道場	50
（略）	（略）	（略）
石薬師高等学校	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
稲生高等学校	運動場	150
	運動場（野球）	500
	第1体育館	150
	第2体育館	200
	武道場	100
	武道場（なぎなた）	50
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50

改　　正　　前

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料（円／時間）
桑名北高等学校	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
朝明高等学校	運動場	1000
（略）	（略）	（略）
石薬師高等学校	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
稲生高等学校	運動場	150
	運動場（野球）	900
	第２体育館	300
	武道場（なぎなた）	50
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50

	ウエイトリフティング場	50
（略）	（略）	（略）
相可高等学校	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	150
	武道場	50
（略）	（略）	（略）
明野高等学校	（略）	（略）
南伊勢高等学校南勢校舎	体育館	100
	武道場	50
南伊勢高等学校度会校舎	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
鳥羽高等学校	運動場	400
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
水産高等学校	体育館	100
	武道場	50
	ボクシング場	50
上野高等学校	第2運動場	200
	テニスコート	50
	体育館	150
	武道場	50
（略）	（略）	（略）
尾鷲高等学校	運動場	400
	テニスコート	200
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
（略）	（略）	（略）
北星高等学校	（略）	（略）
みえ夢学園高等学校	体育館	100
（略）	（略）	（略）

備考
1　（略）
2　（略）

（略）	（略）	（略）
相可高等学校	テニスコート	100
	体育館	150
	武道場	50
（略）	（略）	（略）
明野高等学校	（略）	（略）
鳥羽高等学校	運動場	400
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
水産高等学校	ボクシング場	50
上野高等学校	第2運動場	450
	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
（略）	（略）	（略）
尾鷲高等学校	運動場	400
	テニスコート	250
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
（略）	（略）	（略）
北星高等学校	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考
1　（略）
2　（略）

附　則

1　この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2　この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県教育委員会規則第三条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

人　事　異　動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会教育長の異動がありました。

令和2年4月1日

三 重 県 教 育 委 員 会

就　任　　木　平　芳　定
任　　　期　　令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

退　任　　廣　田　恵　子
退任年月日　　令和2年3月31日まで

三重県教育改革推進会議条例（平成19年三重県条例第42号）第４条の規定により、次のとおり三重県教育改革推進会議委員を任命しました。

令和2年4月1日

三 重 県 教 育 委 員 会

任命（任命年月日　令和2年4月1日）

石　川　正　浩
岡　田　真由美
荻　原　　彰
加　藤　幸　弘
川　﨑　奈保美
黒　田　喜　昭
小　林　慶太郎
高　岡　純　子
谷ノ上　千賀子
中　田　雅　喜
耳　塚　寛　明
山　田　　忍

発　　　行
津市広明町13番地　　三重県教育委員会